

看護小規模多機能型居宅介護サービスについて

1 武蔵野市における看護小規模多機能型居宅介護サービスの位置づけについて

(1) 第 3 期健康福祉総合計画

●重点的取組み「新しい介護・福祉サービスの整備」

「さらに高まる医療ニーズに対応していくため、在宅の中・重度の要介護者を支える方策として医療機能を併設した小規模多機能型居宅介護（登録定員 24～29 名程度）の整備を推進します。」

(2) 高齢者福祉計画・第 7 期介護保険事業計画

●重点的取組み

「中・重度の要介護状態になっても“誰もが住み慣れた地域で生活を継続できる”」

「さらに高まる医療ニーズに対応していくため、従来の施設サービスではなく、居宅サービスとも異なる、医療機能を併設した新しいサービスを整備します。」

●第 7 期介護保険事業計画の基本的方向性と特徴

「看護小規模多機能型居宅介護事業所を 2 事業所整備する。」としており、関前で「たんぼぼの家」が開設され、もう 1 か所については、引き続き整備の推進を図っていく。

2 看護小規模多機能居宅介護サービスを本地で開設するための条件について

(1) 制度の特性と交通上の課題の整理（参考資料 1）

●登録できる定員が 29 名まで、デイサービスは一日の利用者が登録者のうち 18 名以下、宿泊定員は 9 名以下に限定されている。実際にはカンタキ単独での運営は事業採算的に厳しく、訪問看護ステーション等の医療サービスの併設が必要となっている。

●カンタキ事業としては送迎用も含めて軽自動車 1～2 台や自転車で行っているが、事業採算性を確保するため、登録利用者以外への訪問看護を行う訪問ステーションを併設する場合、さらに複数台の自動車が必要になるという。

●24 時間、365 日常にサービスを提供する施設であるため、救急車も含めて本地への車両の乗り入れが多くなることが想定される。

●サウンディング調査結果からもあるとおり、事業者から前面道路の狭さや一方通行の交通規制による送迎の困難さに加え、吉祥寺エリアという地代が著しく高い場所では、敷地外での駐車場確保は困難であるといった課題を指摘されている。

(2) これまで議論されてきた本地に求められる機能・場との親和性について（参考資料 2）

●本地に求められるあり方として、これまで「多世代交流が促進される場」「誰もが気軽に立ち寄れる」をキーワードに議論を進めてきたが、カンタキは前述のとおり定員や一日の利用者が限定されている。

●既存のテンミリオン事業の枠組みを利用することで、子ども食堂やコミュニティ食堂の実施や、中高生の居場所、暮らしの保健室などの相談機能の常設化など、新しいタイプの事業を行うことができると考える。この場合、キッチン、食堂、サロン、トイレ等を共有することができるといった利点がある。一方で、カンタキは中・重度の方が利用することも踏まえ、別途それらを設置する必要があり、共有することができない。